

土木事業委託積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日
(令和7年(2025年)4月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考
調査計画編 [2] 道路調査 1. 道路環境調査	計道調 -1	1-1-2 業務等の費用等 (1) 業務等の費用及び積算等 1) 業務等の内「現地調査」に係わる費用及び積算等は、測量業務積算基準による。 2) 1) 以外の業務等に係わる費用及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。	1-1-2 業務等の費用等 (1) 業務等の費用及び積算等 1) 業務等の内「現地調査(水質汚濁、騒音及び振動)」に係わる費用及び積算等は、測量業務積算基準による。 2) 1) 以外の業務等に係わる費用及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。	字句の訂正 (詳細な業務項目を追記)

〔2〕 道 路 調 査

1. 道路環境調査

1-1 道路環境調査業務等積算基準

1-1-1 適用範囲

この積算資料は、道路事業に係わる環境調査業務等を委託等により実施する場合に適用する。

調査内容は、「道路環境影響評価の技術手法」（国土技術政策総合研究所）に基づく既存資料調査及び現地調査とする。

1-1-2 業務等の費用等

(1) 業務等の費用及び積算等

1) 業務等の内「現地調査（水質汚濁、騒音及び振動）」に係わる費用及び積算等は、測量業務積算基準による。

2) 1) 以外の業務等に係わる費用及び積算等は、土木設計業務等積算基準による。

1-2 打合せ

1-2-1 打合せ等

(1) 既存資料調査

打合せ等に係る歩掛は、「設計編 〔2〕土木設計業務等標準歩掛 1. 共通 1-1 打合せ等」による。

中間打合せ回数は1回を標準とするが、業務内容を勘案し、必要に応じて中間打合せ回数を増減できるものとする。

(2) 現地調査（水質汚濁、騒音及び振動）

打合せ等に係る歩掛は、「測量編 〔2〕測量業務標準歩掛 1. 共通 1-1 打合せ等」による。
水質汚濁の場合、(1) 既存資料調査の打合せと同時に計上しない。

中間打合せ回数は1回を標準とするが、業務内容を勘案し、必要に応じて中間打合せ回数を増減できるものとする。